

賛助会員名簿

昭和39年9月30日現在までに日本天文学会賛助会員として入会された会社、団体は下記のとおりです。ここに社名、団体名を掲載させて頂いて感謝の意を表します。(順序不同)

(会社名)	(代表者)	(住所)
三井造船株式会社	代表取締役社長 田中 繁松	東京都中央区日本橋室町2の1の1
三菱電機株式会社	電子営業第一部長 佐藤 貞雄	東京都千代田区丸の内1の11
三栄測器商行株式会社	取締役社長 丘山 欽也	東京都新宿区柏木1の95
梶原電気株式会社	取締役社長 梶原 家富	東京都武蔵野市吉祥寺 1797
新電子工業株式会社	取締役社長 山本 和一	東京都大田区北千束 454
応用電気研究所	代表取締役 唐沢 大介	東京都練馬区関町4の672
東京精密測器株式会社	取締役社長 池辺 常刀	東京都渋谷区恵比寿西2の20
島田理化学工業株式会社	取締役社長 実 武夫	東京都調布市柴崎町 415
測機舎株式会社	取締役社長 西川 末三	東京都世田谷区三宿町 390
関東電気工業株式会社	取締役社長 関井 忠夫	東京都中央区日本橋人形町1の14
電気興業株式会社	取締役社長 萩原 憲三	東京都品川区東大井3の6の18
三鷹光機株式会社	代表者 棒 沢 孝利	東京都三鷹市大沢 1009
東陽通商株式会社	取締役社長 奥村 喜和男	東京都中央区日本橋本石町1の2
日米商会(株式会社)	取締役社長 高野 高之	東京都千代田区神田小川町2の1
東光通商株式会社	代表取締役 小幡 三雄	東京都中央区築地3の6
甲南カメラ研究所	代表者 西村 中子	西宮市宮西町 35の1
日本光学工業株式会社	取締役社長 白浜 浩	東京都品川区大井森前町 5447
ミノルタカメラ株式会社	取締役社長 田島 一雄	大阪市東区北久宝寺町3の23
五島プラネタリウム	理事長 五島 昇	東京都渋谷区金王町 36
旭光学工業株式会社	代表者 鈴木 幸三郎	東京都板橋区前野町2の36
五藤光学研究所	取締役社長 五藤 齊三	東京都府中市矢崎町4の16
アストロ光学工業株式会社	取締役社長 小松 良基	東京都千代田区大手町2の2
ナルミ商会(株式会社)	代表取締役 村上 俊男	東京都文京区本郷4の23
オリンパス光学工業株式会社	取締役社長 中野 徹夫	東京都渋谷区幡ヶ谷2の43
アジア航空測量株式会社	代表取締役社長 柏木 秀一	東京都港区田村町5の7
八洲測量株式会社	取締役社長 西村 正紀	東京都新宿区柏木1の74
林建設株式会社	取締役社長 林 米一郎	東京都調布市上石原 123
金光教本部教庁	代表者 金光 鑑太郎	岡山県浅口郡金光町
朝日新聞社科学部	代表者 高津 真也	東京都千代田区有楽町2の3
毎日新聞社学芸部	代表者 角田 明	東京都千代田区有楽町1の11
三省堂	取締役社長 亀井 要	東京都千代田区神田神保町1の1
丸善株式会社	代表取締役 司 忠	東京都中央区日本橋通2の6の2
笠井出版株式会社	取締役社長 笠井 武千代	東京都港区芝南佐久間町1の53
誠文堂新光社	取締役社長 小川 誠一郎	東京都千代田区神田錦町1の5
日本出版貿易株式会社	取締役社長 望月 正捷	東京都千代田区神田猿楽町1の1
岩波書店	代表者 岩波 雄二郎	東京都千代田区一ツ橋2の3
東京電力株式会社	社長 木川田 一雄	東京都千代田区内幸町2の9
関西電力株式会社	社長 芦原 義重	大阪市北区中之島3の5
九州電力株式会社	社長 赤羽 善治	福岡市渡辺通2の1
中部電力株式会社	社長 横山 通夫	名古屋市東区東新町 10の1
日本IBMデータセンター	社長 佐田 静夫	東京都中央区日本橋本町3の5
カール・ツァイス株式会社	代表者 Johannes Maaz	東京都港区麻布本村町 225

早川電機工業株式会社
半導体技術部

代表者 馬場幸三郎

大阪府阿倍野区西田辺町

日本平富士観光センター

代表者 坪井正

静岡県清水市日本平

太陽社

社長 弘田道淳

東京都大田区山王1の2523

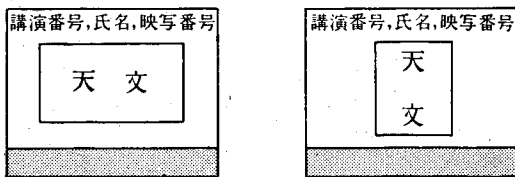
以上45社(昭和39年9月30日現在)

学 会 だ よ り

◇学会講演のスライド映写希望者におねがい

スライド映写にあたって、順序、表裏、上下などをまちがえないために、スライド板に下記のような説明と、記号をつけて下さい。

下の図は映されたものが、こうあってほしいと思うようにスライド板を手にとった状態です。このむきで下図のように上左から、講演番号、氏名、映写番号を右へ順に記入し、さらにスライド枠の下端に5mm幅の赤線をたとえばマジックインキで、1本入れます。もし、枠の地色が赤に近ければ、暗いところでよく見分けられると思われる色を任意に選んで下さい。



赤線または目立つ色(約5mm幅)

◇大塚奨学金について

本年度の大塚奨学金は、4月号でお知らせしたように、通常会員林耕輔氏に6万円の奨学金の授与が決定いたしました。

なお、次の年度の大塚奨学金の授与の選考は、今年の秋に行なわれますので、ご希望の方は次の規定により、10月末までに日本天文学会へお申込み下さい。

大塚奨学金に関する内規

(昭和36年10月)

- 第1条 日本天文学会は、大塚寛治氏より寄付された100万円を基金として大塚奨学金を設ける。
- 第2条 大塚奨学金は基金の利子をもって日本国内の特定の研究機関において天文学およびそれに関連する分野の研究を目的とした短期間の内地留学のための旅費滞在費として支給する。
- 第3条 本奨学金を受ける者は本会会員毎年1名を原則とする。
- 第4条 本奨学金を受けたいと思う者は次の事柄を記して理事長に申出ること。

1. 氏名、生年月日、年令、性別

2. 現住所

3. 学歴

4. 職業

5. 研究題目

6. 内地留学をしたいと思う研究機関

7. 内地留学を希望する期間と日程の予定

8. 奨学金として支給を希望する額

9. これまでの主な研究経歴

第5条 前条の申出のあった者について選考委員会から選考のため参考資料の提出を求めることがある。

第6条 本奨学金を受ける者の選考は毎年10月末までに行なう。その際予め申し出た研究機関、期日、日程、奨学金額を変更することがある。

第7条 選考委員会は第4条による申し出のあった者に対し研究題目、希望する研究機関側の受入れ態勢などを考慮して奨学金を支給する者を決める。

第8条 選考によって奨学金を受けることになった者で現在職業についている者は内地留学の期間中職場を離れることについての上長の許可書を提出しなければならない。また学生の場合は教室主任の承諾書を提出しなければならない。

第9条 本奨学金を受けた者は予め申し出た日程を変更する場合は選考委員会の許可を要する。

第10条 奨学金を受けた者は留学を終った日より1月以内に経過報告書を本会理事長に提出しなければならない。

第11条 奨学金を受けた者で事情により予定の内地留学を遂行できなくなった者は奨学金の一部または全部を返却しなければならない。

第12条 選考委員会は日本天文学会理事長および理事長の指名する特別会員6名以内で組織する。

第13条 選考委員の任期は2年とし日本天文学会理事長以外の委員の重任は認めない。選考委員の改選は日本天文学会理事の改選と同時に行なう。

第14条 選考委員会の委員長は理事長がこれを務める。

第15条 本内規運営の事務手続きは庶務および会計理事においてこれを行なう。